

## やな漁業許可にかかる事前協議の結果

### (公益上の支障)

協議先	公益上の支障	その他の意見
土木交通部流域政策局長	支障なし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 工作物を設置、変更して占用を行う場合等には、あらかじめ河川法の許可が必要となることを指導すること。</li> <li>• 漁場周辺の河口部等において、漁業の用に供する船舶が係留、放置等されることのないよう、適切な場所に保管するよう指導すること。</li> <li>• 漁場およびその周辺の水域における 利用状況や設置工作物等の状況を十分に調査し、必要な調整や安全措置を取るよう指導すること。</li> <li>• 公共事業が行われる場合は、事業の推進に協力するよう指導すること。</li> <li>• 不要な漁業権免許または漁業許可が存続することのないようにすること。→当該許可は該当せず</li> <li>• 漁業の廃止あるいは用途を廃止する場合には、漁業施設等工作物を存置することなく、撤去されるよう指導すること。</li> <li>• 水産業協同組合法の規定における組合要件等を満たしていない漁業関係者(漁協等)に対して漁業権免許または漁業許可が付与されることがないように適切な取扱いを行うこと。 →当該許可は該当せず</li> </ul>
長浜土木事務所長	支障なし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 漁場とその周辺区域の土地および占用工作物等の適正な管理を指導すること。</li> <li>• 公共事業が行われる場合は、事業の推進に協力するよう指導すること。</li> <li>• 実態のない不要な漁業権免許または漁業許可が存続することのないようにすること。→当該許可は該当せず</li> <li>• 工作物を設置、変更して占用を行う場合等については、あらかじめ河川法の許可が必要となることを指導すること。</li> </ul>
湖北農業農村振興事務所長	支障なし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• なし。</li> </ul>
長浜市長	支障なし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• なし。</li> </ul>

### (漁業調整上の支障)

協議先	漁業調整上の支障	その他の意見
滋賀びわ湖漁業協同組合南浜支所長	支障なし。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• なし。</li> </ul>